令和８年11月４日

一般社団法人福井県医師会　会長　殿

長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組に関する要請書

日頃より、労働行政の推進に格別の御配意を賜り、厚く御礼申し上げます。

過労死等防止対策推進法（平成26年法律第100号）では、11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等防止のための集中的な啓発を行うこととされております。

福井労働局では、長時間労働の削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組を推進するため、昨年に引き続き、11月を「過重労働解消キャンペーン」期間と定め、集中的な周知啓発等を行うこととしています。

貴団体におかれましては、これまでも、働き方改革に関する周知啓発に格別の御協力を賜ってきたところですが、改めて過重労働解消キャンペーンの趣旨を御理解いただき、次の事項が着実に取り組まれるよう、傘下団体・企業等に対する周知啓発について御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1　働き方の見直しに向けた取組を進めるため、時間外労働の削減に取り組むとともに、年次有給休暇を取得しやすい雰囲気を醸成するための取組等を積極的に行っていただくこと

2　建設の事業、自動車運転の業務については、長時間労働の背景として、取引慣行上の課題が挙げられることから、

(1)　建設工事の発注者となる場合には、週休２日を確保することに配慮した適正な工期設定となるよう考慮すること

(2)　荷主となる場合には、長時間の恒常的な荷待ちを発生させない取組等を行っていただくこと

3　取引先中小事業者に適正なコスト負担を伴わない短納期発注や発注内容の頻繁な変更などの「しわ寄せ」を生じさせることのないよう取引上必要な配慮を行うこと

また、中小企業等が賃上げの原資を確保できるよう、取引事業者全体のパートナーシップにより、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できるよう取り組んでいただくこと

4　月60時間を超える時間外労働に対する割増賃金率の遵守も含め、時間外労働に対する割増賃金を適正に支払っていただくこと

福井労働局長　　佐藤　賢一郎

【参考】福井労働局　過重労働解消キャンペーン
https://jsite.mhlw.go.jp/fukui-roudoukyoku/jirei_toukei/karoushiboushi.html

令和８年11月４日

福井県社会保険労務士会　会長　殿

長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組に関する要請書

日頃より、労働行政の推進に格別の御配意を賜り、厚く御礼申し上げます。

過労死等防止対策推進法（平成26年法律第100号）では、11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等防止のための集中的な啓発を行うこととされております。

福井労働局では、長時間労働の削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組を推進するため、昨年に引き続き、11月を「過重労働解消キャンペーン」期間と定め、集中的な周知啓発等を行うこととしています。

貴団体におかれましては、これまでも、働き方改革に関する周知啓発に格別の御協力を賜ってきたところですが、改めて過重労働解消キャンペーンの趣旨を御理解いただき、次の事項が着実に取り組まれるよう、会員社会保険労務士を通じて、関係企業等への周知啓発について御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1　働き方の見直しに向けた取組を進めるため、時間外労働の削減に取り組むとともに、年次有給休暇を取得しやすい雰囲気を醸成するための取組等を積極的に行っていただくこと

2　建設の事業、自動車運転の業務については、長時間労働の背景として、取引慣行上の課題が挙げられることから、

(1)　建設工事の発注者となる場合には、週休２日を確保することに配慮した適正な工期設定となるよう考慮すること

(2)　荷主となる場合には、長時間の恒常的な荷待ちを発生させない取組等を行っていただくこと

3　取引先中小事業者に適正なコスト負担を伴わない短納期発注や発注内容の頻繁な変更などの「しわ寄せ」を生じさせることのないよう取引上必要な配慮を行うこと

また、中小企業等が賃上げの原資を確保できるよう、取引事業者全体のパートナーシップにより、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できるよう取り組んでいただくこと

4　月60時間を超える時間外労働に対する割増賃金率の遵守も含め、時間外労働に対する割増賃金を適正に支払っていただくこと

福井労働局長　　佐藤　賢一郎

【参考】福井労働局　過重労働解消キャンペーン
https://jsite.mhlw.go.jp/fukui-roudoukyoku/jirei_toukei/karoushiboushi.html

令和８年11月４日

一般社団法人福井県建設業協会　会長　殿

長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組に関する要請書

日頃より、労働行政の推進に格別の御配意を賜り、厚く御礼申し上げます。

過労死等防止対策推進法（平成26年法律第100号）では、11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等防止のための集中的な啓発を行うこととされております。

福井労働局では、長時間労働の削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組を推進するため、昨年に引き続き、11月を「過重労働解消キャンペーン」期間と定め、集中的な周知啓発等を行うこととしています。

貴団体におかれましては、これまでも、働き方改革に関する周知啓発に格別の御協力を賜ってきたところですが、改めて過重労働解消キャンペーンの趣旨を御理解いただき、次の事項が着実に取り組まれるよう、傘下団体・企業等に対する周知啓発について御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1　働き方の見直しに向けた取組を進めるため、時間外労働の削減に取り組むとともに、年次有給休暇を取得しやすい雰囲気を醸成するための取組等を積極的に行っていただくこと

2　建設の事業、自動車運転の業務については、長時間労働の背景として、取引慣行上の課題が挙げられることから、

(1)　建設工事の発注者となる場合には、週休２日を確保することに配慮した適正な工期設定となるよう考慮すること

(2)　荷主となる場合には、長時間の恒常的な荷待ちを発生させない取組等を行っていただくこと

3　取引先中小事業者に適正なコスト負担を伴わない短納期発注や発注内容の頻繁な変更などの「しわ寄せ」を生じさせることのないよう取引上必要な配慮を行うこと

また、中小企業等が賃上げの原資を確保できるよう、取引事業者全体のパートナーシップにより、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できるよう取り組んでいただくこと

4　月60時間を超える時間外労働に対する割増賃金率の遵守も含め、時間外労働に対する割増賃金を適正に支払っていただくこと

福井労働局長　　佐藤　賢一郎

【参考】福井労働局　過重労働解消キャンペーン
https://jsite.mhlw.go.jp/fukui-roudoukyoku/jirei_toukei/karoushiboushi.html

令和８年11月４日

一般社団法人福井県トラック協会　会長　殿

長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組に関する要請書

日頃より、労働行政の推進に格別の御配意を賜り、厚く御礼申し上げます。

過労死等防止対策推進法（平成26年法律第100号）では、11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等防止のための集中的な啓発を行うこととされております。

福井労働局では、長時間労働の削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組を推進するため、昨年に引き続き、11月を「過重労働解消キャンペーン」期間と定め、集中的な周知啓発等を行うこととしています。

貴団体におかれましては、これまでも、働き方改革に関する周知啓発に格別の御協力を賜ってきたところですが、改めて過重労働解消キャンペーンの趣旨を御理解いただき、次の事項が着実に取り組まれるよう、傘下団体・企業等に対する周知啓発について御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1　働き方の見直しに向けた取組を進めるため、時間外労働の削減に取り組むとともに、年次有給休暇を取得しやすい雰囲気を醸成するための取組等を積極的に行っていただくこと

2　建設の事業、自動車運転の業務については、長時間労働の背景として、取引慣行上の課題が挙げられることから、

(1)　建設工事の発注者となる場合には、週休２日を確保することに配慮した適正な工期設定となるよう考慮すること

(2)　荷主となる場合には、長時間の恒常的な荷待ちを発生させない取組等を行っていただくこと

3　取引先中小事業者に適正なコスト負担を伴わない短納期発注や発注内容の頻繁な変更などの「しわ寄せ」を生じさせることのないよう取引上必要な配慮を行うこと

また、中小企業等が賃上げの原資を確保できるよう、取引事業者全体のパートナーシップにより、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できるよう取り組んでいただくこと

4　月60時間を超える時間外労働に対する割増賃金率の遵守も含め、時間外労働に対する割増賃金を適正に支払っていただくこと

福井労働局長　　佐藤　賢一郎

【参考】福井労働局　過重労働解消キャンペーン
https://jsite.mhlw.go.jp/fukui-roudoukyoku/jirei_toukei/karoushiboushi.html